

131 軍艦千島訴訟事件結了に付謝金贈与の件通牒

〔明治二十八年十月〕

官房第三七〇二号

軍艦千島訴訟結了ニ付謝金贈与ノ件

司法省雇法律顧問英国人

モンテレーグ カークウッド

(注記1) 明治廿八年十月五日

(注記2) 内閣書記官長 花押 (山本)

(注記3) 内閣総理大臣 花押 (伊藤)

内閣書記官長 花押 (伊東)

外務大臣花押 (西園寺)

大蔵大臣花押 (渡辺) 海軍大臣花押 (西郷) 文部大臣花押 (西園寺) 逓信大臣花押 (渡辺)

内務大臣花押 (野村)

陸軍大臣花押 (大山) 司法大臣花押 (芳川) 農商務大臣花押 (榎本) 黒田議長 (山本)

(注記4)

別紙海軍大臣請議軍艦千島訴訟事件結了ニ付テハ該件ニ尽力セシ司法省雇カークードヘ諸般ノ費用及功勞ニ対シ謝金壹万六千貳百五拾円、英国人バークレーヘ同仏貨貳千五百フランク、法学博士岡村輝彦ヘ同貳千五百円贈与致シ度右賜金ハ本年度軍事費中訴訟費予算残額内ニテ支弁スヘシトノ件ハ請議ノ通ニテ然ルヘシ

(注記5)

右者軍艦千島衝突沈没ニ付彼阿会社ニ対スル損害要償ノ訴訟事件二十六年一月十九日内閣ノ決議ニ依リ委任ニ及候末同年五月六日本訴ヲ在横浜英裁判所ニ提起セリ其後被告代理人ヨリ反訴ヲ提起ス右反訴ニ対シ在横浜英裁判所(第一)ニ於テ同年六月二十九日原告勝訴ノ言渡ヲ受ケ同年十月二十五日在上海英上等裁判所(第二)ニ於テ原告敗訴ノ言渡ヲ受ケ二十八年七月三日英国枢密院(第三)ニ於テ原告勝訴ノ言渡ヲ受ケ反訴結了ス本訴ハ同年九月十九日双方示談相整ヒ解訴ニ到レリ然ル処同氏ニ対スル謝金ハ本訴第一審第二審ニ到ル迄壹万五千円ノ約束ニ有之右ノ内本訴提起準備トシテ謝金貳千五百円本訴提起ノ時謝金五千円合セテ七千五百円渡済ニ有之候尤モ殘金七千五百円ハ本訴解訴ニ依リ随テ約束モ消滅ニ付不相渡積ニ候而シテ反訴ニ関スル謝金ハ最初ヨリ約束無之ニ付是迄一切相渡サス候処同氏儀ハ被告代理人ヨリ反訴提起以來横浜ニ於テ代理人ヲ使用シ弁論セシメ上海ニハ自ラ出張シ代言ヲ為シ尚ホ式名ノ代理人ヲ要シタルニ付右反訴ノ費用トシテ謝金壹万千貳百五拾円贈与セラレ度又英国枢密院ニ上訴ニ就テハ在英ノ代書人ニ起訴ノ計画代書人ノ撰択政府ノ方針等ヲ郵便電信ニテ一々訓示及ヒ通信ヲ任トシ遂ニ良結果ヲ得タルニ付右費用及ヒ功勞ニ対シ謝金五千円併

軍艦千島訴訟結了ニ付謝金贈与ノ件請議ノ通

指令案

(朱書) 〔明治廿八年十月八日〕

(山本)

大蔵省へ通牒

(山本)

セテ壹万六千式百五拾円贈与セラレ度

仏国巴里住居英国人

パークレー

右ハ前頭ノ事件ニ付公法問題ニ関シ有益ナル意見書ヲ呈出セシメ又其為メ巴里ヨリ倫敦ニ往復スル等尽力致シタル者ニ付謝金トシテ仏貨式千五百フランク贈与セラレ度

法学博士 岡村輝彦

右ハ前頭ノ事件枢密院上訴ニ付書類ノ往復ノミニテハ意志貫徹セサルコトヲ察シ千鳥訴訟事件取扱委員トシテ英国出張ヲ囑托ニ及候処一年有余ノ間代言ノ業務ヲ停止シ且滞英中非常ノ周旋尽力ヲ以テ至難ノ反訴事件好果ヲ得候ニ付謝金式千五百円贈与セラレ度

前頭ノ金額ハ本年度軍事費中該件ニ関スル訴訟費予算残額内ニ於テ支弁ノ見込ニ有之茲ニ閣議ヲ請フ

明治二十八年九月三十日

海軍大臣侯爵 西郷従道 印

内閣総理大臣侯爵 伊藤博文殿

追テ本件枢密院へ上訴ニ付外務省雇法律顧問米国人デニソン氏ニ依頼シ米国判決例ニシテ最モ我ニ利益アル部分ヲ撰出シ材料ニ供スル等ヲ始メ起訴以前ヨリ有力ナル補助ヲ以テ其益ヲ受クルコト尠カラサルニ付同氏へモ相当ノ謝金贈与セラレ度見込ノ処日清事件ニ付外務大臣ヨリ同氏ニ対シ賜金ノ儀内閣へ申牒ノ趣ニ依リ差控へ置候条外務大臣申牒ノ儀許可セラレ候様相成度此儀添テ申牒ス

(注記1)

〔海甲三四〕

(注記2)

〔下條〕

(注記3)

〔濟〕

(注記4)

〔二十四〕(簿冊内件名番号)

(注記5)

〔甲三四〕

〔公文別録 軍艦千鳥衝突 事件 全〕 2A.1.②141